

安全啓発リーフレット(令和7年度版)

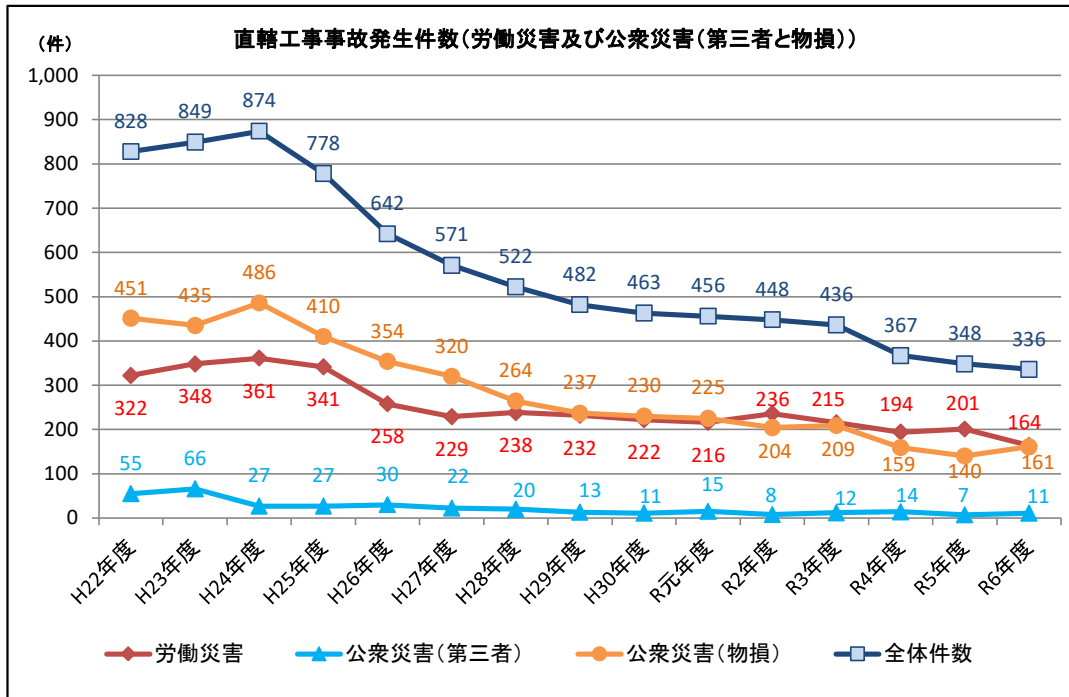
(令和6年度の工事事故の発生状況と事例)

目 次

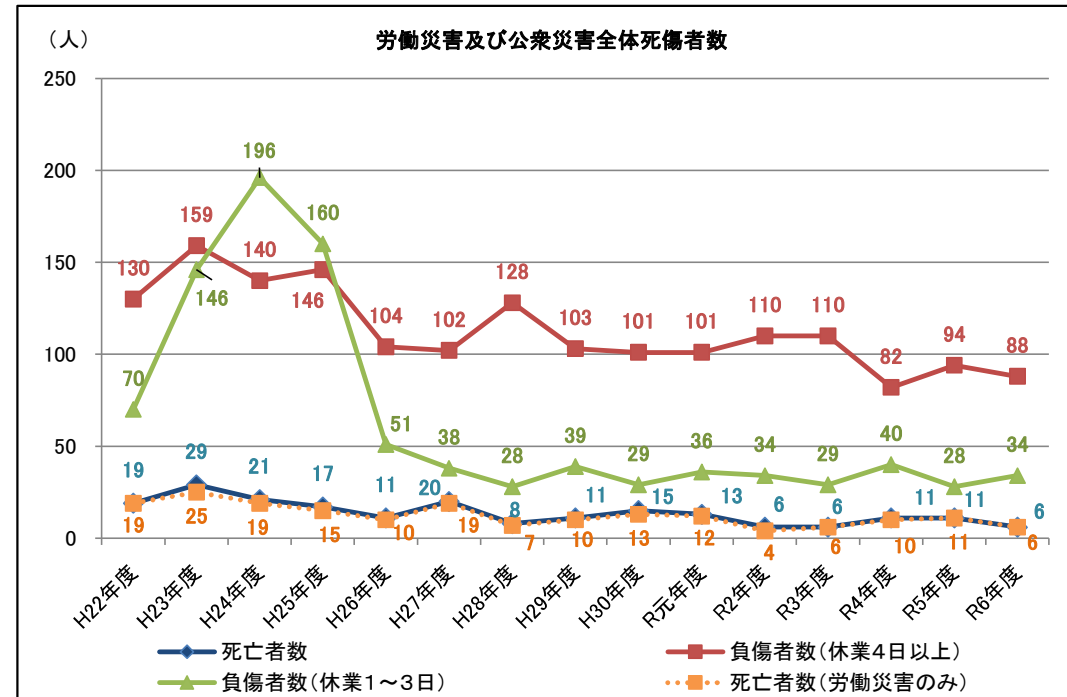
・ 直轄工事における事故発生状況①（平成22年度～令和6年度）	2
・ 直轄工事における事故発生状況②（平成22年度～令和6年度）	3
・ 【事例1】労働災害 死傷事故 墜落事故	4
・ 【事例2】労働災害 死傷事故 墜落事故	5
・ 【事例3】労働災害 物損事故 建設機械等の転倒、下敷、接触、衝突等	6
・ 【事例4】労働災害 死傷事故 建設機械等の転倒、下敷、接触、衝突等	7
・ 【事例5】飛来落下 死傷事故	8
・ 【事例6】公衆災害（第三者事故） 死傷事故	9
・ 【事例7】土砂崩壊 死傷事故	10

直轄工事における事故発生状況①（平成22年度～令和6年度）

工事事故発生件数(労働災害及び公衆災害) 平成22年度～令和6年度



死傷者数(労働災害及び公衆災害) 平成22年度～令和6年度

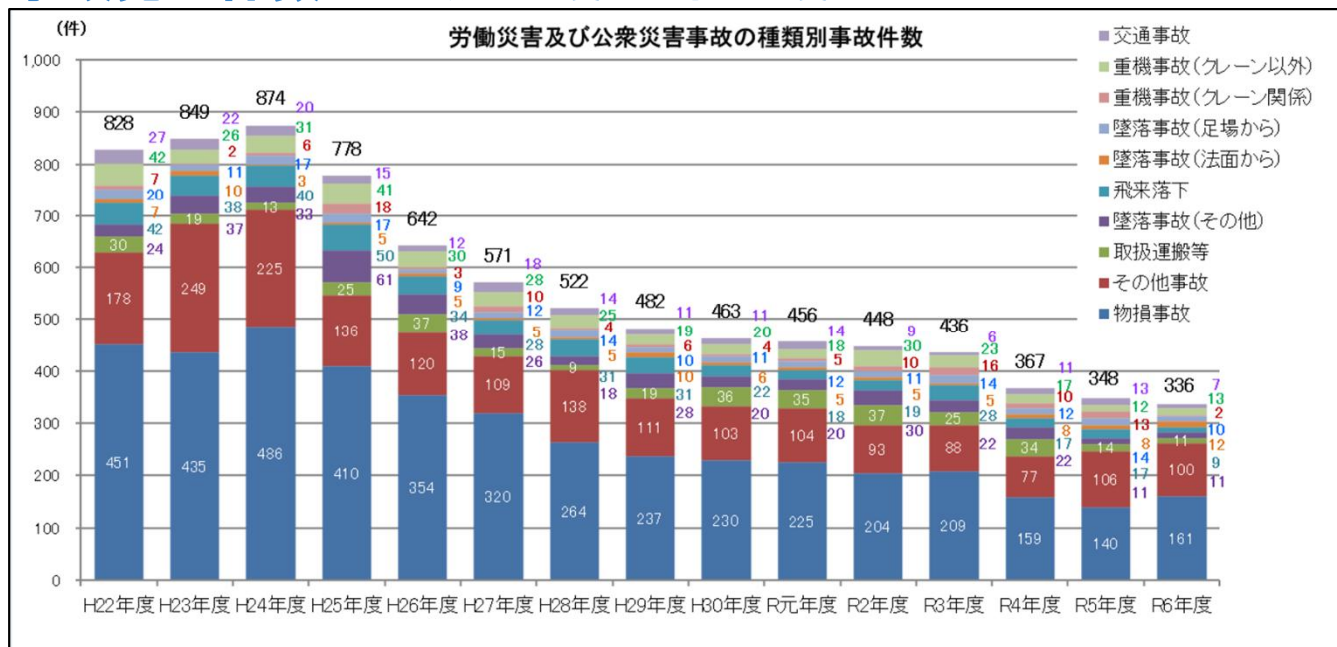


令和6年度の事故発生状況

- 労働災害及び公衆災害による事故発生件数は336件であり、H24年から12年間連続で減少傾向にある。
- 労働災害の事故発生件数は164件であり、昨年度より37件減少している。
- 公衆災害(物損)の事故発生件数は161件であり、昨年度より21件増加した。
- 労働災害及び公衆災害による死亡者数は6人であり、昨年度から5件減少している。
- 負傷者数(休業4日以上)は88人であり、昨年度より6人減少している。
- 負傷者数(休業1～3日)は34人であり、昨年度より6人増加した。

直轄工事における事故発生状況②（平成22年度～令和6年度）

事故発生件数 平成22年度～令和6年度



[事故発生件数 前年度との比較]

【重機事故】

○ クレーン以外は12件から13件に**増加**し、クレーン関係は13件から2件と**減少**した。

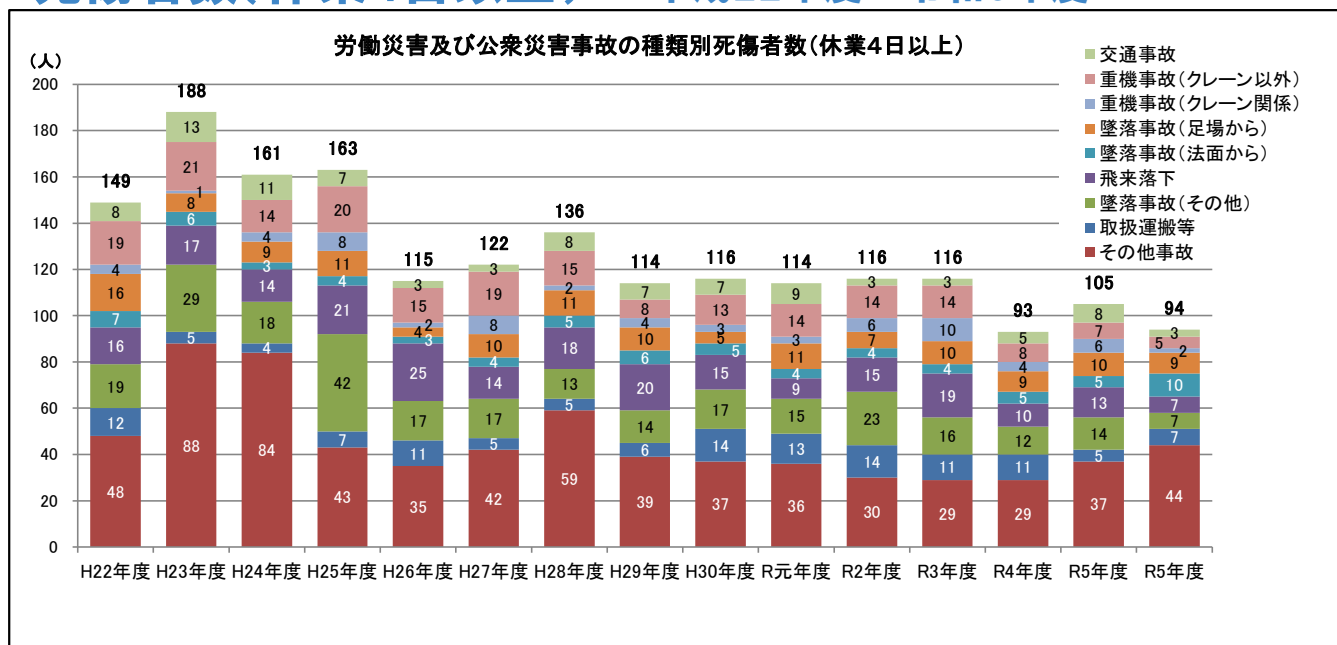
【墜落事故】

○ 足場からの墜落は、14件から10件に**減少**し、法面からの墜落は8件から12件に**増加**した。

【飛来落下】

○ 14件から9件に**減少**した。

死傷者数(休業4日以上) 平成22年度～令和6年度



[死傷者数(休業4日以上) 前年度との比較]

【重機事故】

○ クレーン以外は7人から5人に**減少**し、クレーン関係は6人から2人と**減少**した。

【墜落事故】

○ 足場は**昨年度と同程度**となり、法面は5人から10人に**増加**した。

【飛来落下】

○ 13人から7人となり、今年度は**減少**した。

可搬式作業台から移動する際に墜落し被災(負傷事故)

【労働災害 事例1】

- ① 日 時：令和6年4月30日（火）
- ② 作業内容：消波ブロック型枠の小組作業
- ③ 事故内容：高所作業車デッキから架設歩廊に移動する際に墜落し負傷
- ④ 被害状況：作業員 1名負傷

【事故発生状況】

被災者は、下部型枠と上部型枠のボルト締め作業を行い、消波ブロック(70t型)の型枠組立中(ボルト締付け後)、次の作業に移るため可搬式作業台(H=1.7m)から降りようとした際に、階段1段目(H=1.4m)でバランスを崩し転倒した。その際に着地した右足かかとを被災したものである。

【事故発生原因】

可搬式作業台から降りる際に、昇降用ステップ1段目(H=1.4m程度)でバランスを崩し地面に右足を強く打ち被災した。低所からの昇降であったことから、危険意識の低下による不注意が主な原因と思われる。

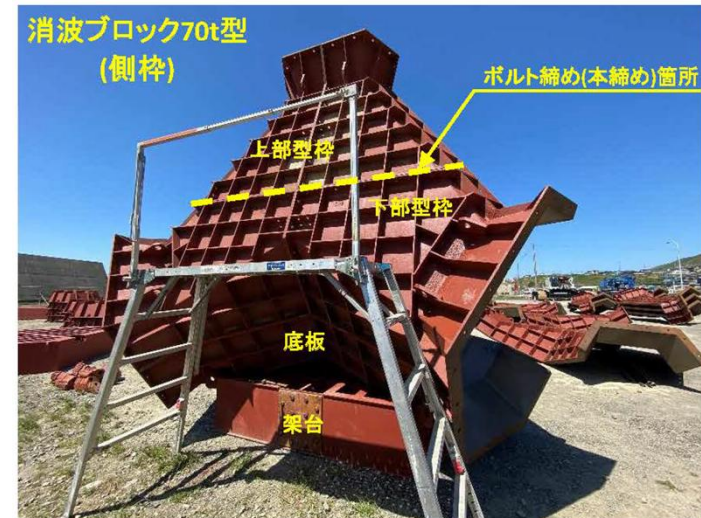


図 事故状況写真



図 断面図

トラック荷台から地面に転落し被災(負傷事故:休業4日以上)

【労働災害 事例2】

- ① 日 時：令和6年9月24日（火）
- ② 作業内容：資材搬入のための荷下ろし作業
- ③ 事故内容：トラック荷台から地面に転落し負傷
- ④ 被害状況：作業員 1名負傷(休業4日以上)

【事故発生状況】

- 搬入資材(6mの配管束)の玉掛のためトラック荷台で作業していた。玉掛しようとした際に隣接する配管束との間隔がなく、スリングを掛けることが出来なため、配管束の上に上がり間隔を作る為に金デコで配管束をあおったところ、バランスを崩してトラック側面から約2m下の地面に墜落し負傷した。



図 事故状況写真

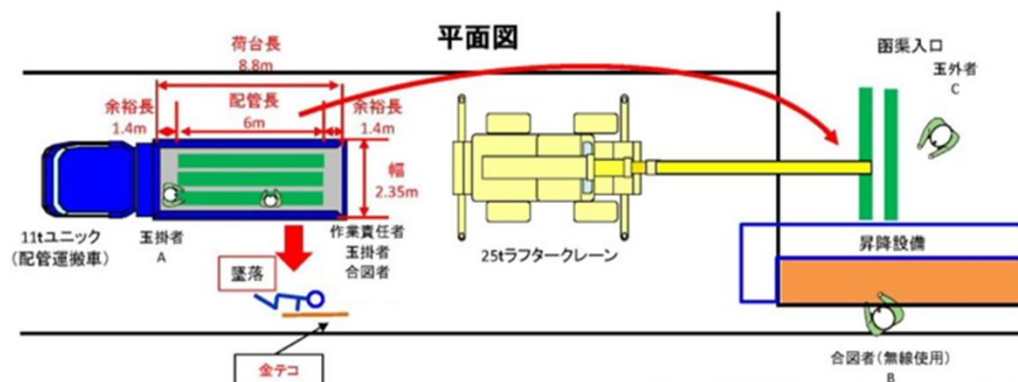


図 事故状況断面図

【事故発生原因】

- 被災者は、事前に作業手順書などを確認し作業を行っていたが、作業手順書にない状況であったため、咄嗟に自分の判断で作業を行ってしまったものと考えられる。

クレーンが転倒し第三者施設が被災(物損事故)

【労働災害 事例2】

- ① 日 時：令和7年2月13日（木）
- ② 作業内容：杭打ち作業
- ③ 事故内容：作業クレーンが転倒し施設破損
- ④ 被害状況：第三者構造物破損(物損事故)

【事故発生状況】

インターネット風速情報は風速9mとなっており、外の日視後に作業中止の指示を出した。打設中だったので完了後、停車場(20m先の敷鉄板場所)にて固定する予定だったが、打込み完了、引抜き作業開始直後に強風に煽られ転倒した。田面及び更地の宅地部に転倒し、RC擁壁を破損した。

【事故発生原因】

風速の確認がインターネットの風速情報と吹き流しだけであった。さらに気象庁の10分毎の情報は得られず、状況の判断遅延を招いた。現場で実際の風速を計測できる計器を設置や、警告灯など情報を得られる環境になかった。作業中止を決定し、直ちに施工機を固定しなかったため。



図 事故状況写真



図 事故状況平面図

さく井作業中作業員が機械に挟まれ被災(負傷事故:死亡)

【労働災害 事例3】

- ① 日 時：令和6年9月20日（金）
- ② 作業内容：地盤改良工で使用する給水用井戸をさく井する作業
- ③ 事故内容：さく井機にさく井補助員の頭部が挟まれ負傷
- ④ 被害状況：作業員 1名死亡

【事故発生状況】

- 被災者は駆動部下部の異常をオペレーターに伝えたが、被災者への返答及び作業を中止しなかった。被災者はオペレータに合図を行うことなく駆動部に接近し、何かが割れるような音にオペレーターが気づき、振り向くと被災者が仰向けに倒れていた。

【事故発生原因】

- 【人的要因】被災者とオペレータ間の伝達不足。被災者の勝手に持ち場を離れる行動。
- 【管理的要因】危険予知活動における低減対策に反し、駆動部に接近した。被災者の不安全な行動に対し予見できなかった。
- 【機械的要因】被災者から見えにくい足元付近で回転するクランク歯車については危険予知していたが、目の高さで駆動するクランクストロークに挟まれることは予見していなかった。



図 事故状況写真



図 事故発生箇所

クレーン作業中、吊荷がナイロンスリングが抜け落ち被災(負傷事故:死亡)

【労働災害 事例4】

- ① 日 時：令和6年8月27日（火）
- ② 作業内容：鋼製支持柱を既設の基礎上に建てる作業
- ③ 事故内容：照明柱をクレーンで吊り上げ中、ナイロンスリングが抜け照明柱が落下し負傷
- ④ 被害状況：作業員 1名死亡

【事故発生状況】

- 照明柱を建てるため、照明柱をナイロンスリングで玉掛しラフタークレーンで吊上げ中に、ナイロンスリングが抜けて照明柱が落下し、作業員1名が下敷きとなり負傷した。

【事故発生原因】

- 地中からの予備線が建込みの支障となるため、作業員が吊り下げた照明柱の下に立ってしまったことが原因。クレーン据付や装置、操作に問題はなく、使用したナイロンスリングと脱落防ロープに異常はなかったことから、脱落防を含む玉掛方法及び確認の手順に問題があったため、照明柱が落下したと考えられる。



図 事故状況写真

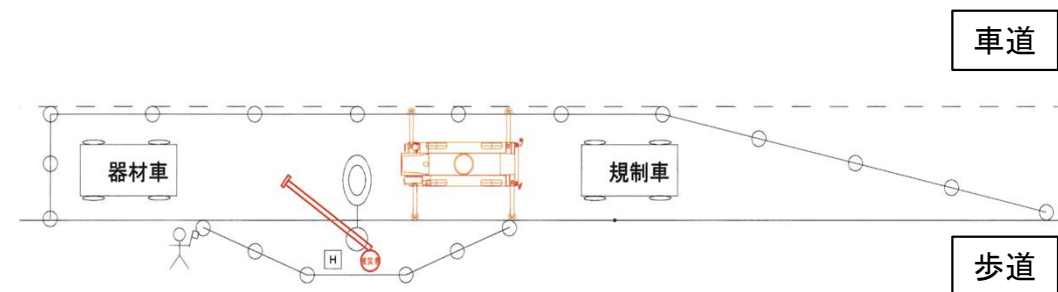


図 平面図

養生中の段差で自転車が転倒し被災(第三者)(負傷事故)

【公衆災害 事例5】

- ① 日 時：令和6年8月1日（木）
- ② 作業内容：掘削又は切土工
- ③ 事故内容：ブルーシート下の段差の影響で、自転車に乗った第三者が転倒した
- ④ 被害状況：第三者 1名負傷

【事故発生状況】

- ひび割れた仮歩道の舗装版を切断・撤去し、路盤まで仕上げ、ブルーシートで養生していた。仮歩道を自転車で走行していた第三者が、ブルーシートの下にある段差を認識出来ず転倒し負傷した。

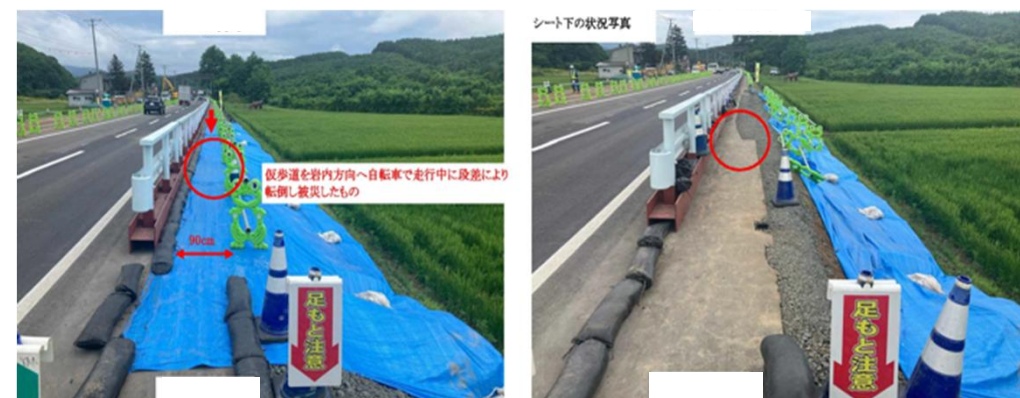


図 事故状況写真

【事故発生原因】

- 路盤と舗装の境界部には舗装厚分の段差が約3cmあり、その段差がブルーシートによって見えていない状態であった。また、注意看板が直近に設置されていなかったため、段差を認識できない状態であった。
- 舗装撤去のための縦断方向のカッター位置（段差の位置）が仮歩道幅のほぼ中央にあり、自転車のタイヤが乗りやすい位置に段差があった。



※舗装撤去厚約3cm(段差約3cm:最大約4cm)
 なお、路面はシート養生されていたため、転倒した段差の位置(縦・横方向の段差かも含め)は特定されておられません。
 (舗装撤去部の段差のどこか)

図 事故状況正面図

崩落した土砂に巻き込まれ被災(負傷事故:死亡)

【労働災害 事例6】

- ① 日 時：令和6年2月12日（月）
- ② 作業内容：床掘内に入り法面点検作業を実施していた。
- ③ 事故内容：擁壁の基礎据付の床掘箇所内で、崩落した土砂に巻き込まれ負傷
- ④ 被害状況：作業員 1名死亡

【事故発生状況】

- ブロック積み擁壁の基礎据付の床掘作業中、法面からの土砂流入防止のため簡易的な土止めとして鉄板を設置していた。被災者は昼食休憩後、土止めの様子を見ようと床掘内へ立ち入った際、土砂が崩壊し巻き込まれ、負傷した。他の作業員が法面の土砂に浮きがあることを発見し、避難を呼びかけた直後に事故が発生した。



図 事故状況写真

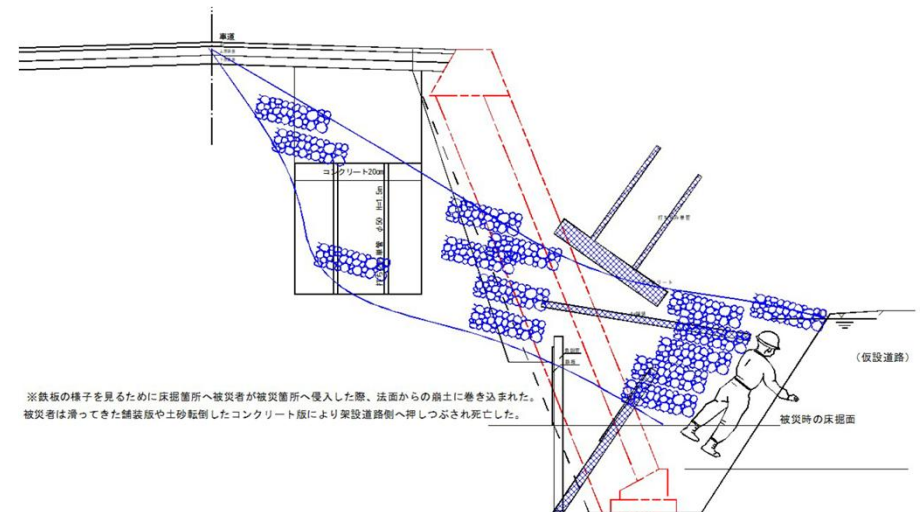


図 事故状況断面図

【事故発生原因】

- 床掘箇所に法面からの小石・砂利が入ることを防ぐために設置した鉄板が少し傾いたため、自ら床掘内に入り点検作業を行った。危険だとわかっていながら、大丈夫だろうと思い込み危険な場所へ立ち入ったことが要因である。